

自給飼料関係事業一覧

畜産課畜政担当(飼料環境)
担当: 千田(019-629-5723)

事業名	区分	事業内容	要件等	補助率、助成額等	事業実施主体 助成対象等	事業 実施期間	窓口	
国産飼料資源活用促進総合対策事業	青刈りとうもろこし生産緊急拡大	飼料作物以外が作付けされている畑地及び耕作放棄地等において、畜産経営等が新たに青刈りとうもろこし等高収量作物を作付けた場合の畜産経営等に対する奨励金の交付	対象作物は、青刈りとうもろこし及びソルガム ・1畜産経営等の転換面積が、おおむね0.1ha以上 ・事業参加者が1JA当り3戸以上 ・事業実施から5年間は、助成対象となった場合に飼料作物(牧草含む)を作付ける計画を有すること。	12千円/10a (交付は作付初年度に限る)	畜産経営等	H20~21	JA、岩手県農業公社	
	飼料増産受託システム確立	コントラクターが、農家等から補助対象農作業を受託(請負)して実施した場合、その受託面積に応じて定額の補助	・補助対象受託作業は補助対象として採択された年度から起算して3年間の補助 ・国の補助事業等から本事業と同様に、作業受託面積当たりの定額補助金が交付されている場合は補助対象外 ・コントラクターの構成員及びコントラクターに雇用された者の経営に係る農作業受託は補助対象外 ・長期受委託計画の3年度目で、補助対象外を含む受託作業延面積が20ha以上	農作業ごとに 初年度 5~40千円/ha 2~3年度 2.5~20千円/ha	コントラクター等	H19~22 (事業採択はH20まで)	JA、全農 岩手県本部	
		長大作物生産の緊急推進 (H20、21) 青刈りとうもろこし及びソルガム等の長大作物の作業受託面積を3年間拡大するコントラクターに対し、単年度(H20又は21)に限り、長大作物の作付作業及び収穫作業の作業受託面積の拡大について、緊急支援を行う。	長大作物における当該受託面積が2ha以上、かつ、実施前年度における長大作物の当該作業の受託面積に比べ、3か年間10%以上受託面積を拡大するコントラクター。	作付作業 27千円/ha 収穫作業 40千円/ha			H20~21	
		飼料用稲作付作業、WCS収穫・梱包作業、WCSラッピング作業、飼料用米収穫作業が補助対象作業に追加 (H20拡充)			飼料用稲作付作業 初年度15千円/ha WCS収穫・梱包 初年度28千円/ha WCSラッピング 初年度10千円/ha 飼料用米収穫 初年度30千円/ha		H20~22	
飼料用米導入定着化緊急対策	飼料用米利活用モデル実証	飼料用米の利活用をモデル実証するのに必要な経費への補助 助成対象 会議開催費、実証用米の運搬・保管費、実証用米の調整・給与費、調査・分析費(飼料、家畜、畜産物)、マニュアル作成費、飼料用米を利用した畜産物のPR活動費	モデル集団の要件 ・畜産農家、稲作農家(又は販売の委託を受けた者)及びその他飼料用米の利活用関係者を構成員とする協議会等であること。 ・飼料米の取引ルールを決めておくこと。 ・次の①~④の取組を行うこと。 ①飼料用米の流通・調整に関する実証調査(必須) ②飼料用米の給与による家畜・畜産物への影響調査(必須) ③飼料用米を利用した畜産物の成分調査(任意) ④飼料用米を利用した畜産物のPR活動(任意) 実証用米の要件 20年産米であること	定額 ただし、実証用米の運搬・保管及び調整に係る経費に対する補助は25円/kg(玄米ベース)を上限とする。	モデル集団	H20	岩手県農業公社、県庁畜産課	
		飼料用米を主食用米と区分して円滑に流通させるために必要となる次に掲げる共同利用機械施設の整備を行う者に対する補助 (ア)飼料用米専用運搬車両 (イ)区分保管用貯蔵サイロ及び付帯施設		補助率 1/2以内	区分流通施設整備者(農協等)	H20	岩手県農業公社、県庁畜産課	
	飼料用米等新配合飼料原料利用促進体制整備	配合飼料原料として飼料用米等の利用を促進するため必要となる機械施設の整備 原料サイロ、製品サイロ、粉碎機、混合機及び付帯施設等		補助率 10.75%	利用促進施設整備者	H20		

注意! ■この記事は発行年月日時点の内容のまま公開していますので、ご覧になった時点の法規制(農業使用基準等)等に適合しなくなった内容を含む可能性がありますから、利用にあたってはご注意ください。

自給飼料関係事業一覧

畜産課畜政担当(飼料環境)
担当: 千田(019-629-5723)

事業名	区分	事業内容	要件等	補助率、助成額等	事業実施主体 助成対象等	事業 実施期間	窓口		
国産飼料資源活用促進総合対策事業	粗飼料自給率向上総合対策促進	高位生産性草地等への転換促進	農協等が、強雑草の混入、病害虫の発生又は裸地化の部分が3割以上を占める生産性の低下した草地について高位生産草地への転換を推進するための調査、分析、技術指導 農協等が、高位生産草地への転換を推進するために行う以下の取組	1地区の参加者は3戸以上 転換面積は、1戸あたり0.5ha以上、1地区の合計がおおむね5ha以上	調査、分析、技術指導等に要する経費補助率1/2以内	農協等	H19~21	岩手県農業公社	
		基本型	土壌分析結果等に基づく 草地更新		50千円/ha				
		公社等活用更新型	農業公社を活用して行う 土壌分析結果等に基づく 草地更新		30千円/ha				
		高収量作物転換型	土壌分析結果等に基づく 草地からとうもろこし等高収量作物への転換			60千円/ha			
		粗飼料の効率的利用促進	放牧集団が公共牧場等において入退牧時の家畜運搬、家畜衛生対策、自給飼料生産その他の共同活動を実施するのに必要な経費の補助	放牧集団の要件 3戸以上の農業者から構成 運営等に関する規約を有すること 補助要件 ・同一放牧集団の事業実施期間は3年間 ・放牧頭数又は放牧延頭数が前年度におけるそれを上回っていること。	補助率 1/2以内 ただし、 1放牧集団当たり年間補助限度額1,500千円 運搬補助限度額 2,500円/頭	放牧集団等	H19~21	岩手県農業公社	
			農協等又は放牧集団が放牧畜産を行うのに必要な生産施設整備及びほ場の整備並びに家畜の購入又は借入に要する経費の補助 ①生産施設機械 放牧地での補助飼料給与施設、牧棚、飲水施設等 ②ほ場の整備 簡易な更新 ③家畜の購入、借入	放牧集団の要件 3戸以上の農業者から構成 運営等に関する規約を有すること 施設機械等の管理運営 整備する施設機械、ほ場の管理運営に関する規程を作成すること	家畜購入 55千円/頭 補助率 1/2以内 電気牧柵等は 上限額有り	放牧集団等	H19~21	岩手県農業公社	
	農協等又は放牧集団が放牧畜産を行うのに必要な放牧基盤の拡大のための次に掲げる事業に要する経費の補助 ① 土地利用調整会議の開催 ② 土地の借入		放牧集団の要件 3戸以上の農業者から構成 運営等に関する規約を有すること	補助率 1/2以内 ただし、 土地の借入経費は、上限50,000円/haで最長3年	放牧集団等	H19~21	岩手県農業公社		
		放牧畜産を行う意欲のある農家に対し放牧経験牛の貸し出しを行う仕組み(レンタカウ制度)の構築を地域において推進する者(地域レンタカウ協議会)が、次に掲げる事業を実施するのに要する経費の補助 ① 会議、研修会の開催、指導 ② 貸出候補牛の導入、育成及び育成に必要な生産施設の整備等 ③ レンタカウ制度を活用した放牧畜産のモデル実証を実施するための生産施設機械の整備等	・事業による候補牛の導入は、10頭以内 ・導入した候補牛は、償却期間の大半を放牧模範牛として供用されること	補助率 1/2以内	地域レンタカウ協議会	H20~21	岩手県農業公社		
肉用牛増頭強化対策事業	公共牧場草地資源利活用促進事業	①公共牧場運営協議会の開催 肉用牛の生産者集団等が繁殖雌牛の増頭に向けて公共牧場の所有者と借り受けるための連絡調整会議を開催するのに必要な経費への補助	生産者集団の要件 3戸以上の農業者から構成 公共牧場で飼養する繁殖雌牛 肉専用種(乳用種と肉専用種の交雑含む)	定額	肉用牛の生産者集団	H19~21	岩手県農業公社、県庁畜産課		
		②草地資源活用型肉用牛増頭対策 肉用牛の生産者集団等が公共牧場を借り受けて草地資源の活用を図り繁殖雌牛を増頭した場合に奨励金を交付	奨励金の交付対象となる繁殖雌牛 生産者集団等が自家増殖又は外部導入により増頭し、かつ、その牛を借り受けた公共牧場において飼養されたもの	5千円/頭	肉用牛の生産者集団	H19~21	岩手県農業公社、県庁畜産課		

自給飼料関係事業一覧

畜産課畜政担当(飼料環境)
担当: 千田(019-629-5723)

事業名	区分	事業内容	要件等	補助率、助成額等	事業実施主体 助成対象等	事業 実施期間	窓口	
国産粗飼料増産 対策事業	稲発酵粗飼料給与確立	稲発酵粗飼料を家畜に給与する畜産経営に対する定額補助 事業実施者ごとに事業開始年度から3カ年間の補助		10千円/10a	畜産農家等	H18~22	JA、全農岩 手県本部	
	飼料用国産稲わら確保対策	稲わら、稲わらサイレージ等(以下、「稲わら等」という。)の収集および調整等を行う組織が、肉用牛農家等に対して稲わら等の供給に取り組む場合に要する経費への定額補助	補助対象粗飼料 補助対象粗飼料は家畜の飼料として給与する稲わら等であって、これまで家畜の飼料として利用されていなかった稲わら等(鋤込みや焼却されていたもの) 取り組み要件 事業実施者は、耕種農家と稲わら収集に係る契約、肉用牛農家等と供給に係る契約を原則3年以上締結することが必要	20年度開始分 3千円/10a	営農集団等	H18~22	JA、全農岩 手県本部	
	水田裏利用飼料生産供給推進	水稲収穫後の水田裏を活用し、飼料を生産・供給するのに要する経費に対する定額補助	取組初年度において、5年度におおむね2ha(中山間地域にあってはおおむね1ha)以上取組を増加させる取組計画を作成するものとする。	10千円/10a	水田裏活用者	H20~24	JA、全農岩 手県本部	
粗飼料増産未利用 資源活用促進 対策事業	県推進事業	耕作放棄地の草地としての有効活用等を実証するモデル的に実証するための推進指導等の取組への支援		定額	県飼料増産推進協議会(未設立)	H20~25	県庁畜産課	
	地区推進事業	耕作放棄地の草地としての有効活用等を実証するモデル地区に対し、この取組に係る実証事業の実施等に必要経費を取組面積に応じて助成		176,500円/ha	地区飼料増産推進協議会			
耕畜連携水田活用 対策事業	生産振興助成 事業	水田における飼料作物生産に係る調整活動	水田における飼料作物の生産を推進するための会議の開催に要する経費、調査、指導及び普及啓発に要する経費への補助	地域全体の水田における飼料作物の作付拡大につながる取組であること	定額	県水田協、地域水田協、営農集団等	H19~23	県水田協 (県庁畜産課)、地域水田協
		水田における飼料作物生産に係る基盤整備や飼料作物収穫機械の導入	飼料作物の生産に係る水田における簡易な基盤整備の実施に要する経費への補助	受益農家及び事業参加者が3戸以上水田を畑地に転換するものでないこと	1/2以内	営農集団等	H19~23	県水田協 (県庁畜産課)、地域水田協
			水田における飼料作物の生産に用いる機械・施設であって、農業者が共同で利用するものの整備に要する経費への補助	受益農家及び事業参加者が3戸以上				
		水田において放牧を実施するために必要な施設(電牧、給餌、給水施設等)の整備及び牛の導入に要する経費への補助	受益農家及び事業参加者は3戸以上 牛の導入の要件 共用牛であること。 肉用繁殖雌牛であること。 取組面積助成事業の要件を満たすこと。 4年以上放牧すること。 導入頭数は、放牧面積0.5haあたり1頭を上限 生産された子牛も共用					
取組面積助成 事業	団地化の取組	水田で飼料作物を右に掲げる面積以上の面積の団地において作付を行う取組に対する助成	1の団地で作付を行う場合、おおむね2ha(中山間1ha)2以上の団地で作付を行う場合、おおむね1ha(中山間0.5ha)	13千円/10a以内	認定農業者、特定農業団体、営農集団等	H19~23	県水田協 (県庁畜産課)、地域水田協	
		稲発酵粗飼料の生産	稲発酵粗飼料の生産の用に供する稲の作付けで刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としている取組に対する助成					助成対象者は主要作業のうち3区分以上の作業を実施すること。
		わら専用稲の生産	そのわらが確実に飼料として利用され、かつその子実が飼料用又は種苗用として利用される稲の作付けの取組に対する助成					刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること等
		水田放牧の取組	水田における牛の放牧の取組であり、右に掲げる事項をすべて満たしているものに対する助成					1ha当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。 対象牛は、おおむね24ヶ月令以上の成牛又は8ヶ月令以上の育成牛であること。
		資源循環の取組	水田で生産された飼料作物の供給を受けた家畜の排せつ物から生産されたたい肥を飼料作物を作付けた水田に施肥する取組に対する助成					

自給飼料関係事業一覧

畜産課畜政担当(飼料環境)
担当: 千田(019-629-5723)

事業名	区分	事業内容	要件等	補助率、助成額等	事業実施主体 助成対象等	事業 実施期間	窓口
強い農業づくり交付金	産地競争力の強化	・効率的な自給飼料生産のための飼料基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための施設・機械等の整備 ・TMRを核とした地域システムの構築に必要な施設・機械等の整備 ・耕作放棄地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備 ・水田における飼料作物作付拡大と国産稲わらの収集・利用体制を確立するための施設・機械等の整備 ・水田地帯等における飼料作物の作付拡大を図るための簡易作付条件整備や耕種作物等生産・流通・利用施設・機械等の整備 ・不陸均しから播種床造成までの一体的な実施による生産性・作業効率の高い草地への改良	受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること。 達成すべき成果目標の基準 以下のいずれか1つを選択する。 ①飼料作付面積を1%以上増加 ②飼料自給率を1%以上増加 ③飼料生産コストを1%以上削減 ④受託面積を1%以上増加 ⑤受益面積を1%以上増加 ⑥単収を1%以上増加	1/2以内 (ただし、細断型ローラー、稲発酵粗飼料用ローラー及び家畜ふん尿の処理利用に係る機械を除く機械、一部の施設整備は1/3以内)	営農集団等		市町村、振興局等、県庁畜産課
畜産経営生産性向上支援リース事業		畜産農家等に対し、畜産経営の生産性向上に資するものとしてあらかじめ定められた対象機械等を取得価格の2/3でリースする事業	貸付対象機械: 飼料費低減に資する機械等(飼料収穫機、梱包機、飼料貯蔵施設等)	1/3	農協等、認定農業者、認定農業者を含む2戸以上の集団	H19~21	全農岩手県本部、県配飼協
(社)岩手県農業公社受託	新草地更新事業	草地更新の農業公社への委託実施 耕起→土壌改良材散布→碎土整地→播種・鎮圧	補助事業ではありません。 肥料・種子等は、各自負担で準備 高位生産性草地等への転換促進(一般型(5万円/ha)・公社等活用更新型(3万円/ha))の補助事業を併用できる場合があります。	委託単価例 262,500円/ha			岩手県農業公社
	簡易草地更新事業	簡易草地更新の農業公社への委託実施 追播機(グラスファーマー)による播種	補助事業ではありません。 肥料・種子等は、各自負担で準備 高位生産性草地等への転換促進(公社等活用更新型)の補助事業(3万円/ha)を併用できる場合があります。	委託単価例 52,500円/ha			